徳島県保育士資格等取得支援費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、子どもを安心して育てることができるような体制の整備及び子ども・ 子育て支援新制度の円滑な実施を図るため、第2条に規定する事業者に対し、保育士 資格及び幼稚園教諭免許状の取得に要する経費を予算の範囲内で補助するものとし、 その交付については、徳島県補助金交付規則(昭和58年徳島県規則第53号。以下 「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

- 第2条 この補助金は、令和6年5月30日こ成保第312号こども家庭庁成育局長通知「保育人材確保事業の実施について」の別添1「保育士資格等取得支援事業実施要綱」(以下「保育士資格等取得支援事業実施要綱」という。)に基づいて行う、次の事業を行う事業者(保育士資格等取得支援事業実施要綱に定める対象者をいう。以下同じ。)並びに対象施設(保育士資格等取得支援事業実施要綱に定める対象施設をいう。)を運営する法人及び市町村(やむを得ないと認められる場合を除き、県内に住所を有する者及び県内の市町村に限る。)を補助対象事業者とする。
 - (1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業
 - (2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業
 - (3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業
 - (4) 保育所等保育士資格取得支援事業
 - (5) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

(補助金の算定方法)

- 第3条 第1条の補助金は、次により算出する。この場合において、事業ごとに算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 別表の第1欄に定める事業ごとに、同表の第2欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) 別表の第1欄に定める事業ごとに、(1) で選定された額と同表の第3欄に定める補助基準額の合計額とを比較していずれか少ない方の額を補助額とする。

(事業実施計画書の提出等)

- 第4条 本補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業の対象者が、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設又は幼稚園教諭を養成する大学の受講を開始した日の属する年度内に、事業ごとに定める事業実施計画書(様式第1号)を、住所地の市町村を経由の上(申請者が市町村の場合を除く。)、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、事業実施計画書を受理した場合、内容の審査を行い、本補助金の対象の可 否を速やかに決定するものとする。
- 3 知事は、前項により本補助金の対象と認めた場合には、当該事業実施計画を承認し、 当該申請者に通知するとともに、第1項で経由した市町村に通知書の写しを送付する ものとする。

- 4 補助金の交付を希望する申請者は、前項に掲げる承認を受けた後、承認された内容 に変更等が生じたときは、速やかに、内容を変更した事業実施計画書を住所地の市町 村を経由の上(申請者が市町村の場合を除く。)、知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、前項の書類を受理した場合、内容の審査を行い、本補助金の対象の可否を 速やかに決定するものとする。
- 6 知事は、前項により本補助金の対象と認めた場合には、当該事業実施計画を承認し、 当該申請者に通知するとともに、第4項で経由した市町村に通知書の写しを送付する ものとする。
- 7 知事は、第3項及び第6項の当該事業実施計画を承認した場合において、その後の 事情の変更により特別の必要が生じたときは、承認を取り消すことがある。

(補助金の交付の申請)

- 第5条 本補助金の交付申請は、前条の規定による承認を受けた後、住所地の市町村を 経由の上(申請者が市町村の場合を除く。)、別表の第4欄に定める日までに行わな ければならない。
- 2 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第2号による。
- 3 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 徳島県保育士資格等取得支援費補助金所要額内訳表 (様式第3号)
 - (2) 事業ごとに定める完了報告書(様式第4号)
 - (3) 当該補助金に係る収支決算(見込) 書抄本(様式第5号、申請者が個人の場合は除く。)
 - (4) その他交付申請に当たって必要と認められる書類

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条第1項各号に掲げる事項及び規則第15条の2に規定する事項は、 補助金の交付の決定の条件となる。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、第5条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該申請者に通知するとともに、第5条第1項で経由した市町村に通知書の写しを送付するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第11条の規定による報告は、第5条第3項第2号及び第3号の提出をもって、報告があったものとみなす。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、第7条の補助金の交付の決定の後、規則第12条の規定による補助金 の額の確定を行い、申請者に通知するとともに、第5条第1項で経由した市町村に通 知書の写しを送付するものとする。

(補助金の支払)

- 第10条 第9条の規定により、補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者(市町村を除く。)は、補助金請求書(様式第6号)を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の補助金請求書を受理した後に、補助金を支払うものとする。補助事業者が市町村の場合、第9条の規定による補助金の額の確定の通知をした後に、補助金を支払うものとする。

(補助金調書等)

- 第11条 規則第16条の補助金調書は、様式第7号による。
- 2 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(補助金に係る消費税仕入控除税額の報告)

- 第12条 補助事業者が消費税法(昭和63年法律第108号)における課税事業者である場合、補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(以下「消費税等仕入控除税額」という。)が確定したときは、消費税等仕入控除税額報告書(様式第8号)により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合で、補助金を返還させることが相当であると認め る場合は、当該消費税等仕入控除税額相当額の補助金の全部又は一部の返還を命じる ものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項について は、別に定める。

附則

この要綱は、平成27年1月13日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成27年9月16日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成29年2月17日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成29年11月28日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成31年1月15日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和元年12月11日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年6月10日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和4年8月29日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和5年8月8日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。 なお、改正前の様式についても当分の間使用できるものとする。

附則

この要綱は、令和6年1月24日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附則

- 1 この要綱は、令和6年12月26日から施行し、令和3年4月1日以後に第4条第 3項及び第6項の規定により事業実施計画が承認されたもの(改正前の第7条の規定 により交付の決定がされたものを除く。)から適用する。
- 2 この要綱による改正後の様式に相当する改正前の要綱に定める様式による用紙は、 当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

別表(第3条、第5条関係)

1 事 業	2 対象経費	3 補助基準額	4 交付申請の期限
1 認可外保育施 設保育士資格 取得支援事業	養成施設の受講に必要な入学料、受講料(面接授業料、教科書代及び教材費を含む。)及び上記経費の消費税	「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」(令和5年10月12日こ成事第520号こども家庭庁長官通知)(以下この別表において「保育対策総合支援事業費補助金国庫補助通知」という。)別表第3欄の1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業のうち、(1)に定める額	対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日まで
	保育従事者の代替に伴う雇上費	保育対策総合支援事業費補助金国庫補助通知別表第3欄の1. 認可外保育施設保育士資格取得支援事業のうち、(2)に定める額	
2 保育教諭確保 のための保育 士資格取得支 援事業	養成施設の受講に必要な入学料、受講料(面接授業料、教科書代及び教材費を含む。)及び上記経費の消費税	保育対策総合支援事業費補助金国庫補助通知別表第3欄の2. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業のうち、(1)に定める額	対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日まで
	職員の代替に伴う雇上費	保育対策総合支援事業費補助金国庫補助通知別表第3欄の2. 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業のうち、(2)に定める額	
3 幼稚園教諭免 許状を有する 者の保育士資 格取得支援事 業	養成施設の受講に必要な入学料、受講料(面接授業料、教科書代及び教材費を含む。)及び上記経費の消費税	保育対策総合支援事業費補助金国庫補助通知別表第3欄の3. 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業に定める額	対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日まで
4 保育所等保育 士資格取得支 援事業	養成施設の受講に必要な入学料、受講料(面接授業料、教科書代及び教材費を含む。)及び上記経費の消費税	保育対策総合支援事業費補助金国庫補助通知別表第3欄の5. 保育所等保育士資格取得支援事業に定める額	対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日まで

のための幼稚	料、受講料(面接授業料、教科 書代及び教材費を含む。)及び	保育対策総合支援事業費補助金国庫補助通知別表第3欄の4. 保育教諭確保のための幼稚園教 諭免許状取得支援事業のうち、(1)に定める額	
	職員の代替に伴う雇上費	保育対策総合支援事業費補助金国庫補助通知別表第3欄の4. 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業のうち、(2) に定める額	

認可外保育施設保育士資格取得支援事業実施計画書 受講料等補助・代替保育士雇上費補助

徳島県知事 殿

(元号) 年 月 日

法人所在地 法人名称 代表者

施設名	施設名							
住所	(₹	-)	電	話 (_)	
受講者の氏名	フリカ・ナ		生年月日	3	月	年 日生	‡ <i>(</i>	歳)
養成施設名			l		/ 3	<u> </u>	_(1320)
受講期間	(元号) (受謙	年 月 開始日(入学	日 ~ 日))	(;	元号)	年	月	日
保育実習や面接授業期間	保育実習	日、面	接授業		日、合	計		日
受講に要する費用	入学料	円、受	講料		円、合	計		円
保育士修学資金貸付事業等、	保育士修学	資金貸付事業	等の類似事	業(の貸付等	を		
類似事業の貸付等の有無		受けて	いる・	受	けていな	l I		
代替保育従事者の氏名	フリカ・ナ		生年月日	3		年		
					月	日生	ŧ(歳)
代替保育従事者の雇上期間	(元号) (年 月 日間)	日 ~	(;	元号)	年	月	日
(備考)		H1-3 /						

担当者の氏名、連絡先

氏名

連絡先

(添付書類)

- 1 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し(市町村において、県のホームページ等で証明書が交付されていることが確認できる場合は添付省略可とする。)
- 2 受講者が当該対象施設に勤務していることが確認できる書類
- 3 本事業の対象となる受講者が、養成施設に在学していることが確認できる書類(実施計画書を提出する際、まだ受講を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記載し、受講を開始してから追加提出すること。)
- 1 代替保育従事者が当該対象施設に勤務していることが確認できる書類(代替保育従事者を雇用する場合のみ添付すること。実施計画書を提出する際、まだ雇用を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記載し、雇用を開始してから追加提出すること。)

については、代替保育従事者を雇用する場合のみ記載すること。

保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業実施計画書 受講料等補助・代替職員雇上費補助

徳島県知事 殿

(元号) 年 月 日

法人所在地 法人名称 代表者

施設名	施設名			
いずれかに印をつけてください。	認定こども園		認定こど を予定して	も園への移行 いる施設
住所	(〒 -)	電話 ()
受講者の氏名	フリカ゛ナ	生年月日	日月月	年 日生(歳)
養成施設名				
受講期間	(元号) 年 月 (受講開始日(<i>,</i>		〔元号) 年	月 日
保育実習や面接授業期間	保育実習日、	、面接授業	日、合計	日
受講に要する費用	入学料 円、	、受講料	円、合計	円
保育士修学資金貸付事業等、 類似事業の貸付等の有無	保育士修学資金貸付 受	事業等の類似事 けている ・	事業の貸付等を 受けていない	
代替職員の氏名	フリカ゛ナ	生年月日	日 月	年 日生(歳)
代替職員の雇上期間	(元号) 年 月 (日間)	日~(〔元号) 年	月 日
(備考)				

担当者の氏名、連絡先

氏名

連絡先

(添付書類)

- 1 受講者が当該対象施設に勤務していることが確認できる書類
- 2 本事業の対象となる受講者が、養成施設に在学していることが確認できる書類(実施計画書を提出する際、まだ受講を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記載し、受講を開始してから追加提出すること。)
- 3 代替職員が当該対象施設に勤務していることが確認できる書類(実施計画書を提出する際、 まだ雇用を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記載し、雇用を開始してから追 加提出すること。)

認定こども園への移行を予定している施設においては、移行に向けたスケジュール(移行予 定時期)について、備考欄に記載するか、概要が分かる資料を添付すること。

の施設が認定こども園又は認定こども園への移行を予定している施設(以下「認定こども 園等」という。)でない場合で、運営主体が運営する別の施設が認定こども園等である場合は、 備考欄にその旨(施設名や移行予定の場合は予定時期等を含む。)を記載すること。

については、代替職員を雇用する場合のみ記載すること。

様式第1-3号(第4条関係)

幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業実施計画書

徳島県知事 殿

(元号) 年 月 日受講者名

法人にあっては、 主たる事務所の所在地及び 名称並びに代表者の氏名

施設名	施設名							
施設に勤務していない場合は記入不要								
住所	(〒 -)	電	話 ()	
						-		
受講者の氏名	フリカ゛ナ		生年月日	日 年				
					月]	日生(歳)
養成施設名								
受講期間	(元号) 年	月	日 ~	(:	元号)	白	Ę F	
	(受講開始日	(入学	日))					
保育実習や面接授業期間	保育実習	日、面	接授業		日、1	合計		П
受講に要する費用	入学料	円、受	講料		円、1	合計		田
保育士修学資金貸付事業等、	保育士修学資金貸	付事業	等の類似事	業(の貸付	等を		
類似事業の貸付等の有無		受けて	いる・	受	けてい	ない		
(備考)								

担当者の氏名、連絡先(個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。) 氏名 連絡先

(添付書類)

1 本事業の対象となる受講者が、養成施設に在学していることが確認できる書類(実施計画書を提出する際、まだ受講を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記載し、受講を開始してから追加提出すること。)

保育所等保育士資格取得支援事業実施計画書

徳島県知事 殿

(元号) 年 月 日

法人所在地 法人名称 代表者

施設名	施設名							
住所	(₹	-)	電話	i (-)	
受講者の氏名	フリカ・ナ		生年月1	∃	月	年 日生	Ξ(歳)
養成施設名								
受講期間	(元号) (受講開	年 月 開始日 (入学	日 ~	(元	号)	年	月	日
保育実習や面接授業期間	保育実習	日、面			日、合語	it .		日
受講に要する費用	入学料	円、受	泛講料		円、合語	<u>;</u>		円
保育士修学資金貸付事業等、	保育士修学資	資金貸付事業	美の類似事	事業の	貸付等で	خ		
類似事業の貸付等の有無		受けて	ている ・	受け	けていない	l I		
(備考)								

担当者の氏名、連絡先

氏名

連絡先

(添付書類)

- 1 受講者が当該対象施設に勤務していることが確認できる書類
- 2 本事業の対象となる受講者が、養成施設に在学していることが確認できる書類(実施計画書を提出する際、まだ受講を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記載し、受講を開始してから追加提出すること。)

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施計画書 受講料等補助・代替職員雇上費補助

徳島県知事 殿

(元号) 年 月 日

法人所在地 法人名称 代表者

施設名	施設名							
いずれかに印をつけてください。	認定こ	こども園					ごも園へ ているが	の移行 施設
住所	(₹	-)	電記	話(_)	
受講者の氏名	フリカ・ナ		生年月	日		月	年 日生(歳)
養成施設名								
受講期間	(元号) (受詞	年 月 講開始日(<i>)</i>	日 ~ \学日))	(元 '	号)	年	月	日
教育実習や面接授業期間	教育実習	日、	面接授業		日、	合計		日
受講に要する費用	入学料	円、	受講料		円、	合計		円
雇用保険制度の教育訓練給付等、類似事業の給付等の有 無	雇用保険制		訓練給付等の ナている ・)給付)ない	_	
代替職員の氏名	フリカ・ナ		生年月	П		月	年 日生(歳)
代替職員の雇上期間	(元号)	年 月 日間)	日 ~	(元 [·]	号)	年	月	日
(備考)								

担当者の氏名、連絡先

氏名

連絡先

(添付書類)

- 1 受講者が当該対象施設に常勤職員として勤務していることが確認できる書類
- 2 本事業の対象となる受講者が、養成施設に在学していることが確認できる書類(実施計画書 を提出する際、まだ受講を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記載し、受講を 開始してから追加提出すること。)
- 3 代替職員が当該対象施設に勤務していることが確認できる書類(実施計画書を提出する際、 まだ雇用を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記載し、雇用を開始してから追 加提出すること。)

認定こども園への移行を予定している施設においては、移行に向けたスケジュール(移行予定時期)について、備考欄に記載するか、概要が分かる資料を添付すること。

の施設が認定こども園又は認定こども園への移行を予定している施設(以下「認定こども 園等」という。)でない場合で、運営主体が運営する別の施設が認定こども園等である場合は、 備考欄にその旨(施設名や移行予定の場合は予定時期等を含む。)を記載すること。

については、代替職員を雇用する場合のみ記載すること。

様式第2号(第5条関係)

第 号

(元号) 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、 主たる事務所の所在地及び へ 名称並びに代表者の氏名

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第3条の規定により、 次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業名 (元号) 年度 徳島県保育士資格等取得支援費補助金
- 2 交付申請額 金 円
- 3 関係書類
 - (1) 徳島県保育士資格等取得支援費補助金所要額内訳表(様式第3号)
 - (2) 事業ごとに定める完了報告書(様式第4号)
 - (3) 当該補助金に係る収支決算(見込)書抄本(様式第5号、申請者が個人の場合は除く。)
 - (4) その他交付申請に当たって必要と認められる書類
- 4 担当者の氏名、連絡先(個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。) 氏名 連絡先

(元号) 年度 徳島県保育士資格等取得支援費補助金所要額内訳表

交付申請者名:

事 業 名	実施事業内容 ※いずれかに印をつけること	総事業費	寄付金その他 の収入額	差引額 (A一B)	対象経費の 実支出額	選定額 (C・Dのいずれか少 ない額)	補助基準額	補助所要額 (E・Fのいずれ か少ない額、 1,000円未満切り 捨て)
		Α	В	С	D	E	F	四 円
		円	円	円	円	円	円	円
認可外保育施設保育士資格取得支援事業	□受講料等補助 □代替保育従事者雇上費補助							
	□受講料等補助 □代替職員雇上費補助							
幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業								
保育所等保育士資格取得支援事業								
保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業	□受講料等補助 □代替職員雇上費補助							
合 計								

- (注1) A欄には、対象経費以外も含めた総事業費を記入すること。
- (注2)B欄には、保育士資格等取得支援費補助金以外の収入(学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。)がある場合にその金額を記入すること。
- (注3) D欄には、A欄のうち対象経費に係る支出額を記入すること。
- (注4) E欄には、C欄とD欄を比較して少ない方の額を記載すること。
- (注5)F欄には、徳島県保育士資格等取得支援費補助金交付要綱別表第3欄に定める基準額を記入すること。なお、算定した額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とした額とすること。
- (注6) G欄には、E欄とF欄を比較して少ない方の額を記載すること。なお、事業ごとに算出された補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

認可外保育施設保育士資格取得支援事業完了報告書

徳島県知事 殿

(元号) 年 月 日

法人所在地 法人名称 代表者

施設名	施設名					
住所	(₹	-	(電)	話(-)	
受講者の氏名	フリカ・ナ		生年月日	月	年 日生(歳)
養成施設名						
受講期間	(元号) (受講	年 月 開始日(入学	日 ~ (元 日))	号) 年	月	日
保育実習や面接授業期間	保育実習	日、面	接授業	日、合計		日
受講に要した費用	入学料	円、受	講料	円、合計		円
代替保育従事者の氏名	フリカ・ナ		生年月日	月	年 日生(歳)
代替保育従事者の雇上期間	(元号) (年 月 日間)	日 ~ (元	号) 年	月	日
代替保育従事者雇上費		円				
(備考)						

担当者の氏名、連絡先

氏名

連絡先

(添付書類)

- 1 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し(市町村において、県のホームページ等で証明書が交付されていることが確認できる場合は添付省略可とする。)
- 2 受講者が保育士証の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類(継 続雇用の場合、保育士証の交付を受けた後も継続雇用されていることが分かる書類)
- 3 保育士証の写し
- 4 受講者の対象経費

養成施設の長が発行する対象経費の領収書

5 代替保育従事者の雇上費(代替保育従事者を雇用した場合のみ添付すること。)

代替保育従事者が対象施設に勤務していたことが確認できる書類 受講者の保育実習等の履修期間に、当該受講者に対して給与が支払われていることが確認 できる書類

については、代替保育従事者を雇用した場合のみ記載すること。

保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業完了報告書 受講料等補助・代替職員雇上費補助

徳島県知事 殿

(元号) 年 月 日

法人所在地 法人名称 代表者

施設名	施設名					
いずれかに印をつけてください。	認定こ	ども園			こども園への !している施	
住所	(₹	-)	電話(-	
受講者の氏名	フリカ゛ナ		生年月日	月	年 日生(歳)
養成施設名						
受講期間	(元号) (受講	年 月 開始日(入学	日 ~ ^注 日))	(元号)	年 月	日
保育実習や面接授業期間	保育実習	日、面	接授業	日、合	·計	日
受講に要した費用	入学料	円、受	講料	円、合	·計	円
代替職員の氏名	フリカ・ナ		生年月日	月月	年 日生(歳)
代替職員の雇上期間	(元号) (年 月 日間)	日 ~	(元号)	年 月	日
代替職員雇上費		P				
(備考)						

担当者の氏名、連絡先

氏名

連絡先

(添付書類)

- 1 受講者が保育士証の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類(継続雇用の場合、保育士証の交付を受けた後も継続雇用されていることが分かる書類)
- 2 養成施設の長が発行する対象経費の領収書
- 3 保育士証の写し
- 4 代替職員が対象施設に勤務していたことが確認できる書類

の施設が認定こども園又は認定こども園への移行を予定している施設(以下「認定こども 園等」という。)でない場合で、運営主体が運営する別の施設が認定こども園等である場合は、 備考欄にその旨(施設名や移行予定の場合は予定時期等を含む。)を記載すること。

については、代替職員を雇用した場合のみ記載すること。

様式第4-3号(第5条関係)

幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業完了報告書

徳島県知事 殿

(元号) 年 月 日受講者名

法人にあっては、 主たる事務所の所在地及び 名称並びに代表者の氏名

施設名	施設名						
住所	(₹	-)	電	話 (-	
受講者の氏名	フリカ・ナ	生年月日			月	年 日生(歳)
養成施設名							
受講期間	(元号) (受講	年 月 開始日(<i>入</i>	日 ~ (学日))	(:	元号)	年 月	日
保育実習や面接授業期間	保育実習	日、	面接授業		日、合	計	日
受講に要した費用	入学料	円、	受講料		円、合	計	円
(備考)							

担当者の氏名、連絡先(個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。) 氏名 連絡先

(添付書類)

- 1 受講者が保育士証の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類(継続雇用の場合、保育士証の交付を受けた後も継続雇用されていることが分かる書類)
- 2 養成施設の長が発行する対象経費の領収書
- 3 保育士証の写し

本事業における対象施設は、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設、幼稚園型認定こども園が構成する認可外保育施設、小規模保育事業A型及びB型を行う保育事業所、児童福祉法第34条の15第2項の認可を受けた事業所内保育事業、保育所、認定こども園、認定こども園への移行を予定している施設、認定こども園への移行を予定している幼稚園、乳児院及び児童養護施設のいずれかであること。

保育所等保育士資格取得支援事業完了報告書

徳島県知事 殿

(元号) 年 月 日

法人所在地 法人名称 代表者

施設名	施設名								
住所	(₹	-)	i	電話())	
受講者の氏名	フリカ・ナ	リが ナ 生年月日				月	年 月 日生(
養成施設名									
受講期間	(元号) (受詞	年 月 講開始日(<i>)</i>	日 (学日))	~	(🧷	元号)	年	F	月 日
保育実習や面接授業期間	保育実習	日、	面接授業	¥	日、合計				日
受講に要した費用	入学料	円、	受講料			円、台	<u></u>		円
(備考)									

担当者の氏名、連絡先

氏名

連絡先

(添付書類)

- 1 受講者が保育士証の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類(継続雇用の場合、保育士証の交付を受けた後も継続雇用されていることが分かる書類)
- 2 養成施設の長が発行する対象経費の領収書
- 3 保育士証の写し

本事業における対象施設は、保育所、認定こども園、認定こども園への移行を予定している 幼稚園、乳児院及び児童養護施設のいずれかであること。

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業完了報告書 受講料等補助・代替職員雇上費補助

徳島県知事 殿

(元号) 年 月 日

法人所在地 法人名称 代表者

施設名	施設名					
いずれかに印をつけてください。	認定こ	ども園			こども園へ(定している施	
住所	(₹	-)	電話(-	
受講者の氏名	フリカ゛ナ		生年月日	· · · 月	年 日生(歳)
養成施設名						
受講期間	(元号) (受講	年 月 開始日(入学	日 ~	(元号)	年 月	日
教育実習や面接授業期間	教育実習	日、面	接授業	日、行	<u></u> 全計	日
受講に要した費用	入学料	円、受	講料	円、行	含計	円
代替職員の氏名	フリカ・ナ		生年月日	7	年	
			_ /ji	⁻¹ 月	•	歳)
代替職員の雇上期間	(元号)	年 月日間)	日 ~	-	•	<u>歳)</u> 日
代替職員の雇上期間 代替職員雇上費			日 ~	月	日生(

担当者の氏名、連絡先

氏名

連絡先

(添付書類)

- 1 受講者が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類(継続雇用の場合、幼稚園教諭免許状の交付を受けた後も継続雇用されていることが分かる書類)
- 2 養成施設の長が発行する対象経費の領収書
- 3 幼稚園教諭免許状の写し
- 4 代替職員が対象施設に勤務していたことが確認できる書類

の施設が認定こども園又は認定こども園への移行を予定している施設(以下「認定こども 園等」という。)でない場合で、運営主体が運営する別の施設が認定こども園等である場合は、 備考欄にその旨(施設名や移行予定の場合は予定時期等を含む。)を記載すること。

については、代替職員を雇用した場合のみ記載すること。

収支決算(見込)書

【収入】 (金額:円)

1.1/	<u> </u>		(立识・11/
	科目	金額	備考
)			
元号			
)			
年			
年度	小計		
元号			
)			
年			
年度	小計		
	合計		
		L	

【支出】 (金額:円)

	-				(TE 11X • 1 1)
	科 目	3	金額	備	考
(元 号					
)					
年					
年度	小計				
(元 号					
)					
年					
年度	小計				
	合計				

(元号) 年 月 日

上記収支決算(見込)書抄本は、原本と相違ないことを証明します。

補助事業者住所

氏名

担当者の氏名、連絡先(個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。) 氏名 連絡先

受付	日	付印

補助金請求書

請求日 (元号) 年 月 日

徳島県知事殿

請 求 者 住 所

氏 名 (法人名及び代表者名)

右 の 金 額 を 請求します。	請求 金額	1 I 1 I 1 I 1 I	1	 	I I I I	 	 	円
誀氷しまり。	並領	i i		i	i	i	i	i

		摘		3	要
補助事業名	(元号)	年度徳島県	保育士	資格等取得才	支援費補助金
補助指令金額				円	
補助指令年月日	(元号)	年	月	日	
補助指令番号					
	既 受 領 額				円
補 助 額	今回請求額				円
	残額				円
請求区分	精算				

口座振込先 金融機関名 預金種目	ろ() 店舗名() (1 普通 2 当座 9 その他)	
口座番号	(右づめ)	
口座名義	(カタカナ書き) ()

発行責任者及び担当者 (個人の場合は、担当者欄に連絡先のみ御記入ください。)

<u> </u>		
	氏 名	連絡先
発行責任者		
10 W +v		
担 当 者		

様式第7号(第10条関係)

(元号) 年度 徳島県保育士資格等取得支援費補助金調書

	県					3																						
					歳		λ			歳 出									備	考								
補助事業名	交付決定額	補助率	科	目	予 算	現額	i UX	八	済	額	科	目	予	算	現	額	う 相	ち i	補助会	祖	支 出	済	額	う ! 相	5 補 B 当	功 金 額		
	円					F.				円						円							円			円		

備考

- 1 「科目」欄には、歳入のあっては、款、項、目及び節を、歳出にあっては、款、項及び目をそれぞれ記載すること。
- 2 「予算現額」欄には、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等に区分して、それぞれの額を、歳出にあっては、当初予算額、 補正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 3 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。

第 号 (元号) 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
氏 名
法人にあっては、 主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名

消費税等仕入控除税額報告書

(元号) 年 月 日付け 第 号により額の確定通知があった 徳島県保育士資格等取得支援費補助金について、徳島県保育士資格等取得支援 費補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 補助事業名

(元号) 年度 徳島県保育士資格等取得支援費補助金

2 補助金額(確定額)

金

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額(補助金返還相当額)

金

- 4 関係書類
 - (1)3の金額の積算内訳書等
 - (2)消費税及び地方消費税の申告書の写し
- 5 担当者の氏名、連絡先(個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。) 氏名 連絡先